

パブリックコメント「AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」に対する意見

1. 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)

(1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手

運用資産に対する第三者(国内信託銀行等)のチェック機能の強化を図るため、投資一任業者が年金基金等からの受託資産(管理は国内信託銀行)にファンドを組み込む場合、そのファンドに関し、投資一任業者は以下の措置等を講じるものとする。

- ① 国内信託銀行が、ファンドの「基準価額」を、その算出者(アドミニストレーター等)から直接入手できるようにする措置
- ② 外部監査が行われるファンドに投資対象を限定し、かつ国内信託銀行が、ファンドの「真正な監査報告書」を入手できるようにする措置
- ③ 投資一任業者は顧客に交付した運用報告書に記載の「基準価額」を国内信託銀行にも送付することを義務付ける。

意見

(①について)

・国内信託銀行は、基準価額の算出者がファンドの運用者や販売会社と独立していることを確認するべきである。また、算出方法についてもファンドの運用者から確認できるようにするべきである。

(②について)

・外部監査が行われるファンドに投資対象を限定することにより、中小や外国籍のファンドが過度に排除されることがないよう配慮するべきである。

(2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

国内信託銀行に対し、

- (i) 上記①により入手したファンドの「基準価額」
 - (ii) 上記②により入手したファンドの「真正な監査報告書」
 - (iii) 上記③により入手した運用報告書に記載の「基準価額」
- の突き合せを行い、その結果を顧客に通知する体制整備を義務付ける。

意見

・特定信託契約を年金基金等と締結し、報酬を得ている国内信託銀行としては、当然の措置であり、義務を怠り、損害が発生した場合、国内信託銀行の責任について明確にするべきである。

2. 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (運用報告書等の記載内容の充実など)

(1) 運用報告書等の記載事項の拡充

投資一任業者等(注1)が顧客(年金基金等)に交付する契約締結前交付書面や運用報告書等(注2)の記載事項に、

- ・運用資産に組み入れるファンドのスキーム構成(関係会社の有無等)
 - ・基準価額の算出方法
 - ・外部監査の有無
- 等を追加する。

(注1)投資一任業者、信託銀行、生命保険会社(運用実績連動型保険契約に係る業務に限る)。

(注2)信託銀行の「信託財産状況報告書」、生命保険会社の「資産の運用状況を記載した書面」。

(注3)生命保険会社の「運用状況の書面交付義務」について法律改正で手当て。

意見

- ・契約締結前交付書面のやりとりは形式的なものとなっている為、記載事項の拡充とともに説明方法などについても厳格な規定とするべきである。
- ・運用報告書等の記載内容は、年金基金等が運用者の運用内容が適切に把握できるよう、報告されるべきである。また、監督当局は適切に情報開示されているかどうか、監督・検査し、その結果をわかりやすく公表するべきである。

(2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ

年金基金への運用報告書等の交付を少なくとも四半期に一度とする。

(注)信託銀行の「信託財産状況報告書の交付頻度」について法律改正で手当て。

意見

- ・運用報告書等の交付頻度は月次とするべきであり、顧客から要請があれば随時報告とするべきである。

(3) 年金基金の「プロ成り」要件の限定

年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」(注))になるための要件を限定する。

(法律・府令改正)

(注)現在、年金基金が「特定投資家になりたい」と申し出た場合、投資一任業者は「顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不相当」でない限り、承諾できることとされている。この点について要件を限定する。

意見

- ・限定される要件を明確にするべきである。

(4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

年金基金等の運用受託機関(投資一任業者等)に対し、

- ・顧客(年金基金等)に分散投資義務違反が発生するおそれを把握した場合に顧客自身へ通知
- ・顧客の知識・経験等に応じたリスク説明等の体制整備等を義務付ける。

意見

- ・投資一任業者が顧客の資産総額・残高等把握することは困難である為、総幹事会社が分散投資義務違反が発生するおそれを把握した場合に、顧客自身への通知を行うべきである。

3. 不正行為に対する牽制の強化 (投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

- 投資一任業者等による
- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載
- ② 勧誘の際の虚偽告知及び
- ③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ。

意見

・特になし

4. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

(1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充

投資運用業者の実態把握を強化するため、投資運用業者が当局に提出する事業報告書の記載事項に、

- ・組入れファンドのスキーム構成(関係会社の有無等)、
- ・外部監査の有無、
- ・直近3年の主要経営指標(契約件数、運用部門収益、資産運用総額、運用受託報酬、年金受託割合等)等を追加する。

意見

・事業報告書の記載事項の拡充により投資運用業者の実態把握を強化し、また、実効性ある監督・検査にするためには、事業報告書のチェックを行う当局の体制を強化するとともに、上記報告内容についてわかりやすい形で公表すべきである。

(2) 投資一任業者に対する監督の強化

投資一任業者に対する一斉調査のうち、第1次調査で絞り込んだ投資一任業者に対し、更に深度ある第2次調査を実施するとともに、第2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者についても、逐次、ヒアリングを行っているところ。こうした一連の対応を踏まえ、監督指針に必要な追加を行うほか、当局が把握したリスクに応じて、濃淡のあるオフサイトモニタリングを継続するなど、投資一任業者のリスクを踏まえた実効性ある監督を実施していく。

意見

・一斉調査等の一連の対応を踏まえ、実効性ある監督を実施し、AIJ投資顧問株式会社事案のような詐欺事件が2度と起きないようにする為にも、ヒアリングの結果を公表すべきである。

(3) 投資一任業者に対する検査の強化

- ① 投資一任業者について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令遵守状況を検証する必要があると認められることから、一斉調査の内容等も踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。
- ② また、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口(年金運用ホットライン)を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査対象先に対する検査の重点事項を明確化するために活用する。

意見

(①について)

・固有名を出す必要は必ずしもないが、定期的に検査の実態報告を公開するべきである。

(②について)

・年金運用ホットラインについて、現在は実名による情報提供のみに対応しているが、匿名による情報提供についても対応するべきである。
また、「怪しい、おかしい」といったような端緒情報であっても、現場の声として受け止め、出来る限りの対応をお願いしたい。
さらに、年金運用ホットラインによせられた情報提供について、何らかの形で企業年金にフィードバックするべきである。

(4) 検査・監督の強化のための体制整備

上記(2)及び(3)の方針に基づき、

・情報収集・分析のための体制強化(年金運用に関する情報を収集する専門窓口(年金運用ホットライン)の開設等)

・モニタリング手法の改善等(監督上のポイントに基づき、投資一任業者のリスクを踏まえた監督等)

を進め、既存の人員を最大限活用した検査・監督の強化に向ける。さらに、投資一任業の実務に通じた経験者の採用と必要な定員の確保に努める。

意見

・安全かつ効率的な運用環境・インフラを整備していくために、当局の体制強化を実施していただくとともに、厚生労働省との連携強化をするべきである。